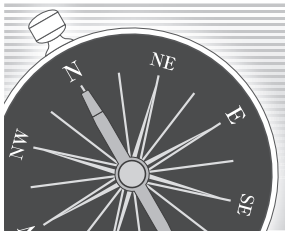

# リーガル コンパス

LEGAL COMPASS

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士　中馬　康貴
（兵庫県弁護士会所属）

## 第167回　生成AIによる音楽と著作権

### 1　日常に浸透する生成AI

私は数年前から地域の夏祭りのお手伝いをしているのですが、先日、あるメンバーから「生成AIで夏祭りのテーマソング作ったよ！」と音楽が送られてきました。聞いてみると雰囲気が夏祭りにピッタリなよくできた楽曲であり、生成AIが広く普及していることを実感しました。

もっとも、こうしたAIで生成した音楽には「著作権の観点から問題ないのだろうか？」という疑問が生じるところです。そこで、本稿では、AIで生成した音楽の法的な問題について整理します。

### 2　既存の楽曲と類似していたら？

まず、生成AIによる生成物が既存の楽曲に類似する場合、既存楽曲の著作権侵害にならないでしょうか。生成AIは膨大な既存の楽曲データを学習して新しい曲を生成するところ、その過程で既存曲の一部を過度に模倣したり、偶然にも酷似したりする可能性も否定できないからです。

この点については、AIを利用して音楽を生成した場合でも、著作権侵害となるか否かは、人が生成AIを利用せず音楽を作曲した場合等、通常の場合と同様に判断されます。つまり、「類似性」（他人の著作物と同一・類似していないか）と「依拠性」（他人の著作物に依拠していないか）による判断です。

具体的には、「類似性」の有無は、他人の著作物の「表現上の本質的な特徴部分を直接感得できるか」どうかで判断します。作風が似ているであるとか、枝葉の部分が似ているというだけでは、類似性要件を満たしません。

また、「依拠性」の有無は、「既存の著作物に接して、それを自己の作品の中に用いるか」どうかで判断します。このため、作成者が既存の著作物を知らず、偶然一致したに過ぎない場合は、依拠性は否定されます。他方で、作成者が元の著作物を認識したうえで当該著作物の創作的表現を有するものを生成させた場合はもちろんのこと、作成者が元の著作物を知らない場合であっても、その著作物が生成AIの学習データに含まれていれば依拠性が肯定される可能性があります。

そして、既存の著作物との「類似性」及び「依拠性」が認められる場合、そのようなAI生成物を利用する行為は、①権利者から利用許諾を得ている場合、②許諾が不要な権利制限規定が適用される場合（私的利用、引用、非営利・無料・無報酬での上演等）のいずれかに該当しない限り、著作権侵害となります。

### 3　歌声が既存の歌手に似ていたら？

生成AIは、メロディーだけでなく「歌声」付きの音楽を生成することもできます。そのため、特定の歌手の声にそっくりな音声を再現できることも技術的には可能であるため、例えば、曲（メロディー）に既存楽曲との類似性はないが、歌声が既存歌手のそれと類似・酷似している場合はどうなるでしょうか。

前提として、現行法上、声そのものは著作権の保護対象にはならないと解釈されてきました。声そのものは創作物を構築するための素材に過ぎず、声を通じて表現された内容が著作物として保護されると考えられてきたためです。

そのため、声そのものの保護としては、民法上の不法行為による保護（歌手本人のパブリシティ権への侵害）や、不正競争防止法による保護が考えられます。しかし、単に生成するだけではこれらの権利侵害とはいえない（少なくとも生成物の公開や商業利用が必要）と考えられますし、「声の権利」に関する議論はこれからという状況です。

### 4　生成AI利用にあたって持つべき意識

現在は、誰もが生成AIを用いて簡単に創作ができる時代です。生成物が違法ではなかったとしても、生成物を公開することで「炎上」するリスクもあります。法整備が追い付いていない今だからこそ、利用者が「既存の著作物や著作権者に迷惑をかけない」「疑われるようなものを生成しない」意識・モラルを持つことが不可欠だといえます。